

令和2年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和2年3月27日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	報告第 1号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	報 告
第 3	議案第 37号	議会の委任による市長の専決事項の指定について	即 決
第 4	議案第 1号	令和2年度大竹市一般会計予算	予 算 特 別 (原案可決)
第 5	議案第 2号	令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 6	議案第 3号	令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 7	議案第 4号	令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 8	議案第 5号	令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 9	議案第 6号	令和2年度大竹市土地造成特別会計予算	
第10	議案第 7号	令和2年度大竹市介護保険特別会計予算	
第11	議案第 8号	令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第12	議案第 9号	令和2年度大竹市水道事業会計予算	
第13	議案第10号	令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第14	議案第11号	令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第15		議員派遣について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第1号（報告）
- 日程第 3 議案第37号（説明・表決）
- 日程第 4 議案第1号から日程第14 議案第11号（報告・討論・表決）
- 日程第15 議員派遣について（表決）

○出席議員（16人）

1番	細 川 雅 子	2番	藤 川 和 弘
3番	原 田 孝 徳	4番	小 中 真樹雄
5番	中 川 智 之	6番	小田上 尚 典
7番	賀 屋 幸 治	8番	北 地 範 久
9番	西 村 一 啓	10番	和 田 芳 弘
11番	網 谷 芳 孝	12番	児 玉 朋 也
13番	山 崎 年 一	14番	日 城 究
15番	寺 岡 公 章	16番	山 本 孝 三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	入	山	欣	郎
副	市	太	田	勲	男
教	育	小	西	啓	二
総	務	吉	岡	和	範
市	民	三	原	尚	美
健康福祉部長兼福祉事務所長		豊	原		学
建	設	山	本	茂	広
上	下	高	津	浩	二
消	防	橋	村	哲	也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		中	村	一	誠
企	画	三	上		健
自	治	外	谷	明	洋
地	域	佐	伯	和	規
監	理	中	曾	一	夫
上	下	北	林	繁	喜
水	道	真	鍋	和	聰
局	業				
務	課				
学	事				
課	長				

○出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	中	宏	幸
議	事	係	長			加	藤		豪

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番、西村一啓議員、10番、和田芳弘議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第1号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

○議長（細川雅子） 日程第2、報告第1号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） おはようございます。それでは報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、本市所有の自動車による対物事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年3月16日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故による損害賠償の額は28万500円で、債権者は、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院であり、市の車両運行に瑕疵があったため、損害賠償するものでございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。令和2年1月21日、午後2時30分ごろ、公用車で広島市立広島市民病院の駐車場に進入した際に、運転を誤り、駐車場入り口のゲートバーを支えるバーキャッチャーに車両左側を接触させバーキャッチャーを損傷したものでございます。事故の損傷箇所につきましては、事故後に修繕しております。

また、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会から全額補填されるものでございます。

本件につきましては、本市の安全運転管理が不十分だったことにより事故が発生したものであり、深く反省しているところでございます。

今後は、事故の未然防止のため、安全運転教育の強化を図り、万全を期す所存でございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第3 議案第37号 議会の委任による市長の専決事項の指定について**

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第37号議会の委任による市長の専決事項の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。

〔議会運営委員長 児玉朋也議員 登壇〕

○12番（児玉朋也） それでは、議案第37号議会の委任による市長の専決事項の指定についての提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部改正に伴い、議会の委任による市長の専決事項の指定についての一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、第2項の法第243条の2第8項を法第243条の2の2第8項へ改めるものでございます。

なお、改正後の指定については、附則において令和2年4月1日を施行期日とするものでございます。

以上で、議案第37号議会の委任による市長の専決事項の指定についての提案理由の説明を終わります。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。



日程第4～日程第14〔一括上程〕

- 議案第 1号 令和2年度大竹市一般会計予算
- 議案第 2号 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4号 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 令和2年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 令和2年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 令和2年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（細川雅子） 日程第4、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算から日程第14、議案第11号令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、北地範久議員。

予算特別委員会議案審査報告書

令和2年3月11日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号  | 件名                     | 審査の結果 |
|-------|------------------------|-------|
| 議案第1号 | 令和2年度大竹市一般会計予算         | 原案可決  |
| 議案第2号 | 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算   | 原案可決  |
| 議案第3号 | 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算   | 原案可決  |
| 議案第4号 | 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算   | 原案可決  |
| 議案第5号 | 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | 原案可決  |
| 議案第6号 | 令和2年度大竹市土地造成特別会計予算     | 原案可決  |

|        |                       |      |
|--------|-----------------------|------|
| 議案第7号  | 令和2年度大竹市介護保険特別会計予算    | 原案可決 |
| 議案第8号  | 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第9号  | 令和2年度大竹市水道事業会計予算      | 原案可決 |
| 議案第10号 | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算   | 原案可決 |
| 議案第11号 | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算   | 原案可決 |

令和2年3月23日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

予算特別委員長 北地 範久

〔予算特別委員長 北地範久議員 登壇〕

○**予算特別委員長（北地範久）** 去る3月11日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました予算特別委員会に御付託いただきました、令和2年度大竹市一般会計予算ほか10件の議案につきまして、16日、17日、18日、23日の4日間、委員会を開催し、その結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして御報告を申し上げます。

3月11日の本会議終了後に開催されました第1回予算特別委員会におきまして、不肖、私、北地が委員長に、小田上委員が副委員長に互選されました。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

審査の内容について御報告申し上げますが、4日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますが、御了承いただきたいと思います。

初めに、第1款議会費につきましては、「政務活動費について、本市議会においてもホームページで収支報告書を公開しているが、領収書の公開がなされていない。領収書があつてどのように使用されたか判断できないと公開したことにはならない。市民から領収書の公開をすべきであるとの意見があつたか、また、閲覧により領収書についての質問があつたか伺う」との質疑に対しまして、「政務活動費収支報告書に領収書は貼付しているが、現在のところ開示請求により閲覧された方はおらず、市民の方から領収書の公開についての意見は上がっていない。議員の中で協議され、領収書も公開することになれば、それに準じた準備をしていただくことになる。従前から、領収書の貼付については、重ねて貼付され、公開するには適切でないものもあるため、貼付方法のお願いをしているところである」との答弁がございました。

次に、「本会議はふれあいチャンネルにおいてテレビ中継をしているが、委員会を本会

議場で実施すれば、設置に係る費用を要さず、議会の公開度も高まることとなり、各行政分野について市民の理解を得られることにつながると考える。まずは、予算特別委員会、決算特別委員会から審議の公開をしてはどうか伺う」との質疑に対しまして、「現在、議会改革特別委員会において、委員会中継の手法などについて調査検討されているところである。また、市議会に興味を持っていただき、議決の過程を明確にしていくことのあり方について、まずは、議員において方針を協議、検討していただき、その上で執行部としても対応したい」との答弁がございました。

続きまして、第2款総務費では、まず、「窓口用多言語翻訳機について、何台購入して、どこに設置するのか。また、対応できる言語は何種類か伺う」との質疑に対しまして、「対応する職員用と来庁された日本語を話せない外国人の方用に2機1セットを1組購入して、地域介護課に設置する予定である。翻訳機は移動が可能であるため、必要に応じて窓口業務が必要な他部署でも使用できる。また、対応可能な言語は72言語である」との答弁がございました。

次に、「現在、自治会の加入率低下や自治会役員のなり手不足などの問題で、自治会活動の維持や運営が難しくなっているが、大竹市の対応や考えについて伺う」との質疑に対しまして、「大竹市の自治会の加入率は約78%と他の市町と比べて高い数値ではあるが、自治会役員のなり手不足などの相談はある。地区によって課題は異なるが、大竹市に合った解決方法を模索していきたい」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず、「令和2年度予算で保育士の処遇改善はされるのか。また、国による保育士の配置基準と比較して大竹市の状況について伺う」との質疑に対しまして、「臨時職員の保育士については、令和2年4月より会計年度任用職員となり、期末手当の支給が付与されたほか、休暇制度の拡充、また、次年度継続して採用となれば、昇給制度もあることが処遇改善となる。保育士の配置については、国の基準による必要保育士は32名であるが、大竹市では39.5名であり、基準を上回る。また、保育士資格は有しないが、保育日誌の記入や行事の準備などに従事する保育補助者の採用も行っている」との答弁がございました。

次に、「令和2年度より開始予定のトワイライトステイ事業の内容等について伺う」との質疑に対しまして、「保護者が仕事などの理由により平日の夜間または休日に不在となる家庭において、児童を児童養護施設などで保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業である。現在、委託予定事業者と協議し検討中であるが、年間延べ50人の児童が利用できるよう施設の確保を行う予定である。利用時間については、平日夜間は保育時間終了後から21時か22時ごろまで、休日は7時か8時から17時ごろまでを予定している。利用料金については、平日夜間での1回利用当たり、非課税世帯は300円、課税世帯は750円である。休日での1回利用当たり、非課税世帯では350円、課税世帯は1,350円を予定している」との答弁がございました。

次に、「地域福祉担い手育成事業の目標と取り組み状況について伺う」との質疑に対しまして、「昔のような近所づき合いを大切に、地域でお互いが支え合えるよう、3年後により多くの地域で子供から高齢者まで、誰でも集える場をつくることが目標である。代

表的な取り組みについては、防鹿地区では、地区座談会を開催し、地域の見守りなどについて話し合いの場を設け、意見交換を行っている。また、玖波1丁目地区では、宿題会など子供との交流を盛んに行っている。また、他の団体と共有できるよう、取り組み事例を紹介する報告会を開催している」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず、「感染症予防事業の内容について伺う」との質疑に対しまして、「感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県知事は、市町村に対し当該感染症に汚染された場所またはその疑いがある場所などについて消毒をするよう指示することができる。と規定されているため、特殊勤務手当のほか、消耗品費として感染症などのパンフレット、医薬材料費としてアルコール消毒、サージカルマスクなどの購入予算を計上している。なお、防護服などについては在庫があるため計上はしていない」との答弁がございました。

次に、「がん検診については、胃内視鏡検診かバリウム検診を選択することができるのか伺う」との質疑に対しまして、「従来の検診は、バリウム検診のみを行っていたが、バリウム検診の場合、個人病院での対応が難しく集団検診のみで実施されていた。胃内視鏡検診を加えることにより、個人病院でも胃がん検診が可能となるため、大竹市医師会などと協議を進めている。住民の皆様は、個人病院で胃がん検診を受診することができるようになり、また、高齢の方はバリウムを飲むことによる排せつの負担の改善が見込まれると考えている」との答弁がございました。

次に、「辺地診療所等運営補助金について、阿多田診療所の医師は週2回のみ勤務である。医師が不在の場合の救急手続を伺う」との質疑に対しまして、「医師が不在の場合は、119番通報をしていただき、消防のほうで、または消防団と協力して搬送のための船などを手配する。医師の勤務時は、まずは医師に必要な治療、処置をしていただき、必要があれば救急搬送をさせていただきたいが、医師の勤務時であっても、さまざまな状況などにより医師に連絡が取れない場合は、119番通報をしていただくよう説明している」との答弁がございました。

次に、「乳幼児健診の通知状況と受診率、また、未受診者に対する対応について伺う」との質疑に対しまして、「通知状況は100%である。また、平成30年度の受診率であるが、4カ月健診は95.9%、1歳半健診は96.5%、3歳児健診は95%であった。未健診者のうち、保育所などに通所されている幼児については、通所状況や保育所での様子について保護者の同意を得ながら現状確認をしているところであり、未入所児については個別訪問や電話問い合わせにより発達状況の確認をさせていただいている」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、「労働金庫預託金は、組合の加入、非加入にかかわらず、市民の方が利用できる融資であるが、利用状況について伺う」との質疑に対しまして、「利用できる融資は、住宅費、教育費、医療費、冠婚葬祭費などである。平成30年度の住宅費は新規が17件あり、そのうち1件は非組合員であった。また、令和2年1月末現在の自治体提携融資の利用状況総数は32件あり、その内訳は、住宅費4件、教育費24件、医療費1件、冠婚葬祭費3件である。この融資制度を組合員、非組合員の区別なく、生活安定、福祉向上のために広く利用していただくよう、市広報、市ホームページに掲載するなどP

Rしているところである」との答弁がございました。

続きまして第6款農林水産業費では、まず、「玖波漁港において、漁業者が入港する際に水深が浅く不安な箇所がある。予算計上されている漁港のしゅんせつ工事場所について伺う」との質疑に対しまして、「今年度、玖波漁港内の深さをはかる深淺測量を実施し、4号物揚げ場付近が浅い箇所であることが判明したため、来年度、しゅんせつするものである。また、市が管理する漁港区域内であれば、その他の箇所についても対応させていただく」との答弁がございました。

次に、「ひろしまの森づくり事業について、森林環境税とひろしまの森づくり県民税の今後の見通しについて伺う」との質疑に対しまして、「先行して今年度から譲与されている森林環境譲与税は、市町村に8割、都道府県に2割の配分比率だが、最終的な配分比率は9対1の割合となる。現在、都道府県の割合が2割となっているのは、制度導入当初は市町村が行う森林整備などを都道府県が支援する役割が大きいためである。なお、森林環境税は、令和6年度から課税されることとなるが、広島県においては、ひろしまの森づくり県民税と双方を利用して、森林整備に取り組まれていくこととなる」との答弁がございました。

次に、「林道橋りょう長寿命化事業について、橋りょうの補修は主に事後保全で健全性を確保していると推測するが、予防保全に移行することはできないか伺う」との質疑に対しまして、「橋りょうの健全度を把握するための点検を実施し、状態を判断することにより、予防保全のための補修などを実施、危険箇所は橋のかけかえを施行しているが、追いつかないのが現状である」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、まず、「広島宮島岩国地方観光連絡協議会負担金に係る事業について伺う」との質疑に対しまして、「広島・宮島・岩国地域は、すぐれた観光資源を有し、距離的にも近い位置関係にあることから、広域観光ルートの形成などを図るため、行政や観光関連団体など多くの会員により構成される広島宮島岩国地方観光連絡協議会が設置され、観光客の共同誘致宣伝など、さまざまな事業を行っている。本市がこの協議会に支払う負担金は、主にパンフレットなどの観光宣伝印刷物、旅行雑誌などに本市の観光の情報記事を掲載するなどの取り組みに対するものである」との答弁がございました。

次に、「消費生活相談事業について、平成30年度における消費生活センターへの相談件数は前年度から比べると減少しているが、77件と決して少なくはない。また、全国的に独居世帯の高齢者が特殊詐欺被害にあうことが多い。本市における迷惑電話防止装置モニター事業の効果と、この装置以外の防止対策について伺う」との質疑に対しまして、「迷惑電話防止装置モニター事業は、装置を設置された方にアンケートを実施しており、その効果をはかっている。平成31年3月に実施したアンケート結果においては、7割の使用者の方から、迷惑電話が減り装置を設置してよかった。との回答をいただいているところである。また、この装置以外の防止対策としては、市広報に毎月、詐欺にあわないための情報記事を掲載するほか、消費生活相談事業の中で、出前講座を実施しており、被害にあわないよう啓発している」との答弁がございました。

次に、「商業者連携チャレンジ事業助成金について、どのような事業に助成し、助成件数と金額、また、その成果について伺う」との質疑に対しまして、「今年度の商業者連携チャレンジ事業において3件の応募があった。まず、きく芋研究グループによる、きく芋の商品化と販路拡大の取り組みに25万円を助成。次に、旧小方地区商店街のグループの方が、まずは、お店を知ってもらう機会として行った店舗訪問スタンプラリー御商印集めに約23万を助成。最後に、大竹駅前の空き店舗を、放課後の子供たちの居場所として活用し、起業についてのセミナー、講演を実施し、将来、子供たちが創業する意思を高めてもらうこども起業プロジェクトについては、現在、実績報告を精査しているところである」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費は関連がありますので、一括して審査をいたしました。この2件の審査では、まず、「一般河川浚渫工事における対象河川はどこか。また、市全体の河川のしゅんせつの計画について伺う」との質疑に対しまして、「来年度は市内全域の主要河川について、堆積土量の調査を行い、量の多い河川から優先的にしゅんせつを行っていく。対象河川として松ヶ原地区の恵川を想定している」との答弁がございました。

次に、「住宅改修等補助事業で、Eランクと判定された空き家の件数と、そのうち解体されたものの件数、また、これに対し補助があるのかについて伺う」との質疑に対しまして、「Eランクは22件あり、このうち7件が解体済みである。特に状態の悪いものについては、空家対策協議会を経て認定した後、所有者に対し指導・助言を行っている。特定空家などに指定されたものの解体は補助の対象となり、実績としては1件である」との答弁がございました。

次に、「公有財産購入費について、どこの工事のための用地取得なのかを伺う」との質疑に対しまして、「青木踏切改良工事、小方4号線改良工事、松ヶ原3号線改良工事に係る用地取得である。小方4号線は、まだ、実施設計ができていないが、測量・設計を行い、来年度、一部着工をする見込みである」との答弁がございました。

次に、「立地適正化計画策定業務委託料は、全て一般財源での支出となるのか、また、この計画を策定することのメリットについて伺う」との質疑に対しまして、「この委託料については、集約都市形成支援事業国庫補助金が2分の1適用される。立地適正化計画に基づき、居住誘導区域と都市機能誘導区域をつくることになり、緩やかではあるが、生活を支える福祉・医療・商業施設などの都市機能が集約され、その周辺部に居住者がふえ人口密度が維持されることを期待しており、生活の利便性が向上するとともに行政コストの削減につながると考えている。また、本市の基盤整備に係る財源確保に、国の補助制度を活用する際、立地適正化計画の策定が採択の要件として必要であるとも聞いている」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「ヘリコプター運営費について、ヘリコプターの運営状況と、本市におけるヘリポートの数と場所、整備状況について伺う」との質疑に対しまして、「運営状況については、平成31年・令和元年のヘリコプター要請件数は、ドクターヘリ5件、広島市消防航空隊2件、広島県防災ヘリコプター1件、山口県防災ヘリ

コプター1件の8件を要請しており、そのうち1件は広島市消防航空隊と広島ドクターヘリの出動を同時要請している。また、要請の内訳は、交通事故1件、山岳救助1件、捜索救助1件、救助事案5件である。場外離着陸場については、晴海臨海公園、阿多田島漁港施設、マロンの里、旧栗谷中学校、三倉岳休憩所、弥栄イベント広場、旧松ヶ原小学校、市民スポーツ広場の8カ所を、広島ドクターヘリが離着陸できる場所として登録しており、防災ヘリコプターの、広島市消防航空隊、広島県防災ヘリコプターが離着陸できるヘリポートとして、晴海臨海公園多目的グラウンド、晴海球場グラウンド、阿多田島漁港施設の3カ所を登録しているが、いずれも消防の施設ではないため、要請時は消防が現地で安全確認をした上で、ヘリコプターと連携をとり着陸してもらっている」との答弁がございました。

次に、「消防団の資機材について、防火服を第8分団阿多田地区、第11分団栗谷地区において先に整備されていると聞いているところであるが、整備計画年数と各消防団への配備個数について伺う」との質疑に対しまして、「今年度においては、第8分団阿多田地区、第11分団栗谷地区の消防団に対して計19着を配備している。今後については、整備計画を策定し、令和6年度までに計88着を配備する予定である」との答弁がございました。

次に、「防災リーダーの育成について、防災リーダーの増員が難しい状況の中、その質を高めるため、消防と連携した事業などがあれば事例を紹介していただきたい。防災リーダーの方は多方面で活動され、防災係もその活動を一緒にされている。防災リーダーの現況と周知について伺う」との質疑に対しまして、「現在、44名の防災リーダーが認定されているが、十分な人数とは考えておらず、将来的には72自治会に対応できる人数をそろえるために防災リーダーのPRや講習などにより周知していきたい。また、今年度、川手地区において、自治会、自主防災組織、地域の消防団、消防課、防災係と連携して避難訓練などを実施し、多くの住民に参加いただき積極的な避難などに効果があったと感じており、今後も防災係と連携し、さまざまな取り組みを考えている」との答弁がございました。

続きまして第10款教育費では、まず、「全国学力・学習状況調査の結果、大竹市の英語平均点が広島県・全国平均点を下回っている。英語検定受験料助成制度で、英語力向上の効果があるのか伺う」との質疑に対しまして、「全国学力・学習状況調査の結果のみで助成制度の効果をはかることはできない。助成制度の効果は、英検取得率・模擬試験の結果や、家庭学習の状況などにより総合的に判断したい。現在は結果を分析し、教育指導の充実や学習状況の改善を図っているところである。なお、英語検定3級以上の取得率は、助成制度開始前の平成28年度は11.7%であったが、令和元年12月1日時点では31.7%であり、過去最高である」との答弁がございました。

次に、「児童・生徒の生きた英語力向上のため、岩国基地関係者との交流を授業に取り入れてはどうか伺う」との質疑に対しまして、「授業に取り入れる場合、目的・内容や方法などはっきりさせ、導入するのであれば授業時間数の調整も必要となるため、教育計画を組織していく上で総合的に判断したい。また、ALT（外国語指導助手）を活用し、ネイティブな英語に触れ合える機会を充実させたい。なお、既に授業時間外でもALTと触れ合うことができるよう契約をしている」との答弁がございました。

次に、「令和2年度に学校施設でタブレットを配備する台数について伺う。また、タブレットは備品として購入予定であるが、リース契約とする考えはないか伺う」との質疑に対し、「小方小学校・玖波中学校・大竹中学校に各1クラス分程度の台数、合計110台を配備する予定である。現時点で、購入の場合とリースによる場合のランニングコストなどについて具体的に精査はできていないが、今後、比較検討した上で、将来的な導入計画を作成していきたい」との答弁がございました。

次に、「手すき和紙作業所運営管理委託料が約59万円減額された理由は何か。また、市として卒業証書への活用など、手すき和紙の今後の活用策について伺う」との質疑に対し、「令和元年度の委託料には、手すき和紙作業所のリニューアルに伴い、紹介のためのホームページ開設に約40万円、リーフレット作成に約18万円を見込んでいた。令和2年度はこれらの経費が不要のため予算削減となった。手すき和紙は印刷が難しいなどの点から、書類としての活用ができにくいように思う。図書館で和紙の持つぬくもりを感じてもらえるような内装の工夫を考えている」との答弁がございました。

続きまして第12款公債費では、まず、「起債の借り入れ先は入札等で決定していると思うが、利率はどのぐらいで推移しているのか伺う」との質疑に対し、「国からの財政融資資金であれば、平成31年4月に下限が0.001%に引き下げられ、現在であっても、昨年と同様、大変低い水準である。見積もり合わせとなるのは、民間金融機関などからの借り入れであるが、長期の固定金利ではなかなか応じてもらえないので、一定期間は固定金利で、その後は見直しを行うという条件で、昨年度は0.11%であった」との答弁がございました。

次に、「健全化判断比率の将来予測で、令和2年度の単年度実質公債費比率の見込み、また、償還予定表によれば、令和2年度の元利合計額は17億6,000万円余りで、前年度より減少しているが、令和4年度は18億2,000万円余り、それ以降、令和6年度まで増加傾向にあり、これに伴い実質公債費比率も上昇すると見込まれるが、危険水域には至らないと判断してよいか伺う」との質疑に対し、「実質公債費比率は3年の平均で算出するが、令和2年度は元利償還金が減るため、単年度であれば14%と見込んでいる。折り目で推計を出しているが、以前から令和4年度が地方債残高のピークを迎えると想定しており、実質公債費比率も緩やかに上がることも想定しているが、現時点では、起債に許可が必要となる18%に達することはないと考えている。数年度先を見込んで予算編成をする中で、危険水域に近づくことがあれば、その都度、対策を打ちながらやっていくことになる」との答弁がございました。

続きまして、第13款予備費については質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、まず、「防衛施設周辺関係の補助金は、民生費、農林水産業費、消防費には見られるが、土木費にないのはなぜか。また、令和4年度から再編交付金がなくなるが、以降のことで何かわかっているのか伺う」との質疑に対し、「補助要件に該当する事業があれば充当している。土木費に関しては対象となる事業がないためである。再編交付金にかかわるものについて、現時点で具体的なことはわかっていない。引き続き要望を続けていく」との答弁がございました。

次に、「子ども・子育て支援臨時交付金について、どのぐらいの金額が見込まれているのか、また、市の負担増とならないよう確実に交付を受けられるのか伺う」との質疑に対しまして、「今年度は、令和元年10月以降の半年分が約5,300万円で、通年で考えると、当初予算で組んでいる地方消費税交付金の増と比較的見合った額であると考え。報道によれば、全く見合った状況となっていない自治体もあるようだが、本市では予算編成の中で、幼児教育・保育の無償化影響額に見合った額の交付金が入ってくるものと考えている。地方交付税に算入されるのは来年度が初めてとなるが、当初の想定どおり交付を受けているのか注視していきたい」との答弁がございました。

次に、「ふるさと納税寄附金のうち、特定事業分とは何か、また、その状況と効果的なPRの方法について伺う」との質疑に対しまして、「特定事業分とは、クラウドファンディングの大竹駅再生プロジェクトへの寄附に対するもので、令和2年2月末現在で266万円である。市ホームページの記事掲載のほか、大手企業を訪問しチラシを配布したり、さまざまな機会でのPRを行っているが、まだまだPRが不足しているので、今後も手法を検討したい」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「公共施設における電気使用量削減について、他市で実施しているような、入札による電力会社の選択も含めた取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「現在、中国電力と契約し、いろいろな施設を集めて割引の適用を受けている。本庁舎をはじめとする公共施設の耐震改修に伴う電気工事が完了した後、年間の総電力量から入札に付すべきものか検討する」との答弁がございました。

次に、「コンビニ納付が可能になると、どんなものが納付できるようになるのか。また、スマホ決済は何を使用するのか伺う」との質疑に対しまして、「コンビニ納付が可能になるのは、普通徴収の個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、保育料、副食費、奨学金返還金、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料といった12の税・料などである。スマホ決済のアプリについては、PayPay、LINE Pay、支払秘書の3つを予定しており、奨学金返還金以外はスマホ納付が可能になる」との答弁がございました。

次に、「利用者支援事業で、配置される母子保健コーディネーターは専任になるのか。また、母子保健型と基本型でそれぞれ連携して事業を行うと聞いているが、子育て世代へのワンストップで切れ目のないサービスのため、窓口の一本化についての考えと、産後ケア事業の予定について伺う」との質疑に対しまして、「母子保健コーディネーターについては、正規の保健師で1名は専任を考えている。当面、窓口はどんぐりハウスと保健医療課で別々になるが、それぞれが緊密に連携して支援を行う。将来的に、小方こども園が完成した後は、どんぐりハウスから子育て支援コーディネーターが移ってくるため、全く同じ場所ではないが、より近い場所で緊密に連携し、切れ目なく支援を行っていく。産後ケア事業については、現在、検討中ではあるが、7月中を目途に準備中である」との答弁がございました。

続きまして、特別会計及び企業会計予算の審査における主な質疑・答弁を、審査した順

に御報告申し上げます。

大竹市国民健康保険特別会計、大竹市介護保険特別会計、大竹市後期高齢者医療特別会計の3件につきましては、関連がありますので一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「歳入の介護保険料について、前年度予算額と比較して約1,300万円の減少となっているが、理由を伺う」との質疑に対しまして、「従来は介護保険料の保険料段階が第1段階のみの方を対象に、公費負担による保険料の軽減が行われていたが、令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、第2段階、第3段階の方も軽減の対象となった。令和元年度は半年分の減額であったが、令和2年度は1年分となるため、保険料収入が減少するものである」との答弁がございました。

次に、「保険料の支払いが難しい状況にある場合における、支払い猶予の手続などの内容について伺う」との質疑に対しまして、「国民健康保険と介護保険は大竹市の条例に、また、後期高齢者医療は広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に徴収猶予についての規定がある。内容としては、いずれも、資産が災害にあった場合や、病気や負傷、事業の廃止・休止、または著しい損害を受けた場合などに該当し、収入の著しい減少などにより納付すべき保険料の全部または一部を納付できない場合、納付義務者の申請により納付できないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間で徴収を猶予できる旨が規定されている。この場合の延滞金は、全額または一部免除となる。また、支払い方法は個々の事情を伺いながら、分割納付も可能と考えている。申請があれば適切に対応したい」との答弁がございました。

次に、「高齢者の肉体的・精神的な状況が、医療費にも反映されていると思うが、医療機関にかからずに済むよう、健康を保持してもらうためにどのような取り組みなどがあるのか伺う」との質疑に対しまして、「大竹市では現在、元気はつらつ教室を、おがたピアとサントピアで週に1回開催し、毎回約40人が参加している。また、健康講座などを公民館で月に1回または2回開催し、運動や脳トレ、簡単なストレッチを行っており、25人から30人が参加している。ほかにも身近で体操ができる通いの場として、いきいき百歳体操が市内の19カ所で週に1回程度行われている。また、国民健康保険の事業としては、特定健康診査を受診された後に、健康に不安のある方を対象として、さまざまな教室を実施している。後期高齢者に近い方の参加がふえている状況であるため、来年度は、後期高齢者も参加できるように、1教室の予算の一部を一般会計へ振りかえして計上している」との答弁がございました。

続きまして、大竹市港湾施設管理受託特別会計及び大竹市土地造成特別会計においては、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計につきましては、関連がありますので一括して審査を行っております。

本2件の審査では、「水道事業広域化について大竹市のスタンスを伺う」との質疑に対しまして、「県内において、各自治体の状況が異なり、全体の合意が取れていない状況である。現時点での判断はまだ早いと考えており、他の自治体の状況を注視していきたい」との答弁がございました。

続きまして、大竹市公共下水道事業会計、大竹市漁業集落排水特別会計、大竹市農業集落排水特別会計につきましては、関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「小島潮遊池では、土砂の堆積や葦の生育により排水能力が低下しているのではないか。対応策について伺う」との質疑に対しまして、「上流の水路から雨水などが流れ込み、潮遊池の底が低くなったところ、また、土砂が堆積したところがあるが、現時点においてポンプ排水能力に影響を与えるような貯留能力の低下、排水を阻害するような土砂の堆積はないと考える。来年度、小島潮遊池内の汚水中継ポンプ場から小島雨水排水ポンプ場の間に生育している葦の一部を除去する予定である」との答弁がございました。

次に、「来年度、新町雨水排水ポンプ場に関して調査・検討する予定はないのか伺う」との質疑に対しまして、「新町雨水排水ポンプ場予定地から排水口となる小瀬川までの管路について、既存の資料など状況を確認しながら比較検討をするため、調査検討業務委託料として300万円を予算計上している」との答弁がございました。

以上で、全ての会計の質疑を終結し、討論に入りました。

一般会計では、反対・賛成の立場でそれぞれ1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「学童保育の民間委託は教育の手抜きであり、最近、いろいろな事業を民間委託する傾向があるが、間違っていると考えるため反対」との討論がございました。

次に、賛成の立場で、「新年度予算は今年度に比べ大幅に増加しているが、要因は大竹会館改築等事業や市立保育所等整備事業、大竹駅周辺整備事業などの大型事業によるもので、これらの大型事業を期日までに完成できるようにお願いして賛成」との討論がございました。

討論を終結し、起立採決の結果、一般会計当初予算案は原案のとおり可決すべきものと決しております。

特別会計及び企業会計の10件では、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、反対の立場では、「国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険のいずれも、被保険者に新たな負担がふえるため反対」との討論がございました。

次に、特別会計全体について、賛成の立場で、「国民健康保険においては、新年度も若干の保険料の上昇は見込まれるが、これからの少子高齢化がますます進む中、厳しい財政運営が予想され、保険事業運営の一助となるものと考えられるため賛成」との討論がございました。

以上で討論を終結し、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を除く7件の特別会計及び企業会計は、簡易採決によりいずれも原案のとおり可決すべきものと決しております。

また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計はそれぞれ起立採決により、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上が、予算特別委員会における令和2年度各会計当初予算案11件の審査経過の概要と結果でございます。

4日間にわたった予算特別委員会では、委員各位における慎重かつ熱心な審査が行われ、円滑な運営を進めることができました。

執行部におかれましては、審査の過程で出されました意見や提案について十分検討され、予算執行されるよう要望いたします。

終わりに、連日にわたって説明をいただいた執行部の皆様に厚く御礼を申し上げます。

以上で、委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

14番、日域議員。

○14番（日域 究） 私は一般会計についてですけども、反対はしませんけども、一つお願いがあって、それを言いたくて討論させていただきます。

子育てに優しいまちをつくるということかどうかですけども、ネウボラについて、私は一般質問しました。そのときに言ったような気もするんですが、行政というのはその人に賦課される住民税の額によって物事が対象になったり、ならなかったり、物事が高くなったり、安くなったり、そういうケースはいろんな場合にありますよね。子ども・子育て支援というか、今、幼児教育・保育の無償化というのが始まっています、いろんな書類が新しくふえました。その無償化とは言っても、やっぱり中に、所得によって、住民税の課税額によって差があるケースがありまして、その場合に行政は何を言うかという、住民税の課税証明を出せというわけですよ。ずっと大竹市に住んでいる人は楽なんですけども、大竹市が持っていますから。他のまちから来た人はないわけですよ。そのことを大竹市の職員にも何人か聞きましたけど、ほとんどゼロ回答でした。その後、広島県の税務課に調べてくれとお願いしたんですよ。そうしたらきのうの午後にまたゼロ回答でした。それでふざけるなと思って、次に電話したのが広島市中区役所の区政調整課という、あそこはマイナンバーカードですよ、住民票とか出ますから。私はやったことがないのでそれを聞こうと思ってそこにかかけました。無償化のことは彼は知りませんでしたけど、マイナンバーカードというのはもともと自分の個人情報、個人課税額ですね、そういうものを簡単にとるために、それが本来の目的なんですと、おもしろいことを聞いたなと思って、それから一人ずつあちこち電話して調べて、最後にわかったのが、国が幼児教育・保育の無償化のためにつくった認定申請書のひな形というのがあるんです。その国のひな形にはマイナンバーを書く欄がつくってあるんですよ。大竹市がつくったやつにはそれがありません。消してあります。その後、ここで言うべきかどうかわかりませんが、山口県の無償化の担当に電話して、国がつくったひな形にはマイナンバーを書くところがあるよねと言ったら、確かにありますよねと、あれは何のためにやったかわかりますかと言ったら、さあ私はそ

ここまで知らないんですけど、これが山口県庁のレベルの問題です。結局、調べたら、静岡県のある市のページに、マイナンバーカードを出せというのがありました。マイナンバーカードの表面、裏面、もしくはマイナンバー通知書、免許証、それを出してくれ。そしてら税情報は要りませんという。それが国の考え方なんですよ。でも、大竹市の予算特別委員会で聞いて、マイナンバーカードの普及率が何%ってそういうのはどうでもいい話ですよ。マイナポータルなんかも本来関係ないんです。あれはおまけですからね。行政の事務手続をいかに合理化するかというのがマイナンバーの本来の目的だったんです。そのことは一切なくて、それこそ広島県も山口県も、広島市も廿日市市も大竹市も知らずにやっているわけですよ。余りにもさみしいですよ。

私、何年か前の予算案の審議のときに、シルバー人材センターに対する委託料がおかしいといったら、6月に補正予算で修正してくれました。お願いですから、今回の保育がらみ、多分保育がらみ以外にもあるのかもしれませんが、子育て世代って移動が激しいですから、大竹市に課税権がないというか、他市が課税するケースはあの世代には多いと思いますけども、そういうときにマイナンバーがあればそれで済むわけですから、ぜひ大急ぎでつくりかえていただきたい、そう思います。

それをお願いして、賛成の討論とします。よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） ほかに討論はございませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 私は、一般会計、それから国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計、土地造成特別会計の令和2年度当初予算については反対の立場で討論をしたいと思えます。

それで、ここで申し上げたいのは、今、再生エネルギーの問題が将来にわたっての大きな課題になっておることは御承知のとおりです。それでこの3月定例会の一般質問で私が入山市長に率直に、懸念される問題の谷和地区におけるエネルギー再生問題の一環として今から事業を開始されようとしている太陽光発電についての取り組みをどうするかという視点で質問させていただきました。

そのときに市長は、県の許可は森林法の規定する要件に従って許可されると、こう述べられました。谷和地区の皆さんは市長や県知事に対して、心配される諸問題の立場からここでの開発をやめてほしいと、こういう陳情を出されまして、市長もその陳情の内容についてはそれなりの検討をされたと思うんです。議会にも同じような陳情が出されました。

それで、その森林法の許可要件というのは何かということをして市長が説明されましたね。その許可基準は周辺地域において、土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生するおそれがないこと。周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。下流域において水害を発生させるおそれがないこと。周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと。この森林法に基づく4つの規準が満たされれば許可権者は許可をすることになる。こう説明されました。

そこで私は県にも出向いていろいろ森林保全課の皆さんとも意見を交換しましたが、県はいまだに現地に足を運んでみたこともなければ、周辺の環境について把握することもし

ていない。業者からの申告だけを、机上で検討して、宅地開発要綱にはまれば許可するという姿勢。このような大規模なメガソーラーの開発基準はいまだにないんです。国も持っていないければ県も持っていない。宅地開発要綱でやるというんですね。しかも、許可権者も大竹市も現地に足を運んで状況の把握もしなければ、地元からの陳情内容に心配されるような事柄についてみずから検討したこともない。

そういう状況のもとで県が許可を出した。これで一体事業が心配なしにできるのか。結局、業者任せの事業にならざるを得ない。しかも事業が始まっても、現在でもそうですが、先だって総務文教委員会も陳情審査の過程で現地調査ということで足を運びましたが、予定される事業予定地への調査は拒否されました。いわば密閉された中での事業にしかならんわけです。それで許可権者が嵐谷にしても、高祖谷にしても一回でもどういう事業をやっておるのか、実地に足を運んで実際に調査したこともなければ、工事状況を確認したこともない。これが今の行政の姿勢です。少なくとも大竹市は立入検査権を要求するか、現地に足を運んで本当に住民の皆さんが心配されるような飲料水の汚染、河川の土砂災害、環境破壊に心配はないのかということをもって確かめると、こういう姿勢が、私は取るべき態度だったと思っております。

現在、太陽光発電事業による被害は全国的にも多発している状況です。しかも、その主たる内容は、事業者が定められた許可要件を守らない。住民や自治体が例え県が許可しようが、とられるべき必要な事項についての対応を求めても、それを実施してくれない。こういう状況のもとで住民に被害を与えているというのが実態です。このことは既に市長にも一般質問等を通じて申し上げておりますから、そうした事例については御承知だと思っておりますが、私はこの問題だけでも、何で当初予算、この太陽光発電に関する市としての取り組みについて、具体的な予算措置をされなかったのか。結局、地元の皆さんの心配される陳情項目については、業者や許可権者任せという姿勢があったということの反映だと思っております。

私はこの問題は将来にわたって飲料水の心配もある、河川の災害にもつながる心配もある、環境破壊にもつながってくるという心配もある、そういったことを考えれば、予算そのものに谷和地区のメガソーラーに関する予算措置がないにしても、今の行政の基本的な姿勢を疑わざるを得ないと思っております。

それから2つ目、私の基本的な思いの中に、これまで平和首長会議に加盟をする大竹市として、核廃絶の問題や平和憲法の規定する諸条項を市民の暮らしに生かすという立場を市長としてそれなりの姿勢を表明されてこられました。今、自民党・公明党連立政権のもとで憲法改正に固執して、防衛から攻撃能力を強めるという方向に大きく状況が変わってきました。そういう状況のもとで、地方自治体における市長の思いや、市長の市民に対する認識の共有が妨げられる、そういう圧力が強まっていることは間違いありません。市長も今まではいずれの国の核実験についても抗議をし、反対の意思を市民に示されてきました。しかし、先般、アメリカの小型原子爆弾の製造配備については、そういう姿勢は見られませんでした。ここにも私は今の政権のもとで、これまでのような意思を示すことが非常に厳しい政治状況になっておると感じるわけですが、口幅ったいようですが、ぜひそ

うしたことに負けない、市長のこれまでの思いを貫いてほしいということをお願いしたいと思います。

それから、教育に関しましては、今、国際的に経済格差による児童・生徒の問題が大きく取り上げられておりますけれども、子供たちは、生まれた環境、小学校・中学校に上がるまでの家庭環境、そうしたことに教育も大きな影響を受けるというのが国際的にも検証されておるところです。その生まれも、育ちも家庭環境が違うところでは教育格差も顕著にならざるを得ないということが世界的にも指摘されておるわけです。

それで学童保育の問題は、教育長も教育の一環として位置づけておるんだとおっしゃいました。しかし、今申し上げましたように、学童保育というのは、保護者がともに働かなければ生活が維持できない、お父さんただいま、お母さんただいまと言って帰ることのできない子供たちが学童保育のお世話になるのが大多数です。それを、むしろそうした家庭環境や経済的な状況におかれている子供たちにより手厚い教育の視点からのほうを行うという立場に立てないのか。私はそういったことで、学童保育を民間に委託をするということはやめるべきだと思うんです。子供たちが小学校、中学校を卒業して高等学校に入る、この段階では大学への進学、ここでむしろ国際的にも調査の上では、大学進学を諦めて、仕事につかなければならないということで、大学進学を断念する児童・生徒、その大半は、今言いましたように、幼少のころから家庭環境や経済的な状況に左右されてきた子供たちがほとんどだと言われているんです。そういった事実に基づいて考えるならば、学童保育を民間委託にして、さらに手抜きをするようなことはすべきではないと私は思っております。

大きくは、そういったことについて、市長や教育委員会に私なりの意見を述べさせてもらいましたが、だからといって、予算に措置された全てについて反対ではありません。既に御承知のように、保育の問題にせよ、また義務教育の過程でも学校の先生の過重負担を軽減する上での支援員制度を配置したり、保育士についても、国の規準より配置をふやして、子供たちの安全・安心な保育を進めるという努力もされてきましたし、保護者負担にしましても国の規準より軽減措置が取れるように、大竹市長の歴史として二階堂市政以来、そのことが継続されているということも承知しております。そうしたことを否定するつもりはありません。

よき施策についてはさらなる充実をしていただくということをお願い申し、要望もしたいということを加えて、一般会計についての討論とさせていただきます。

それから、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計予算は一括の審査でありましたが、この3件につきましても反対の立場で討論を述べますが、今、国のほうで社会保障制度の抜本的な見直しということがやかましく議論されておりますけれども、国民健康保険についても介護保険にしても後期高齢者医療制度にしても、結局のところ、公助がなくなって、共助・自助ということが強調されるような状況が続いておるということは御承知だと思うんですね。そういったことで自治体の手元でそうであっては加入者の皆さんの負担がこれ以上重くなることでは払いたくても払えない国民健康保険料になったり、介護の分野でも軽度者は保険から外すと、介護の認定を受けておる1でも2でもさらなる

保険外しが議論されておる。

こういうことが今問題になって、国民健康保険については均等割を徐々に廃止するという自治体もふえております。このことについては、私も機会を得てお願いをしてきたところですが、現在のところそういう方向への踏み込んだ答弁はありませんでした。

介護保険については、これはある新聞社が全国主要都市の調査をしたのが載っておりますけど、回答された9割が、このままでは介護保険の維持は困難だと、国の援助なくしては、自治体で幾ら努力しても限界があると、こういう回答を寄せられております。

そこで述べられておるのは、結局、公助が減額されて、共助・自助だけに頼るのは早晚、限界が来て、介護保険そのものを維持することが難しくなる。こういうふうに述べられており、公助をどうするかということでは、国の必要な対応は大事だと、こういうふうに言っておられるんですね。これは全国の自治体の市長の悩みだと思うんです。もちろん担当課のところでもいろんな苦勞をされて、現行の給付や認定者へのサービスが後退しないように頑張っておられるとは思いますが、しかし、それでも今指摘をしましたようなことで、早晚、介護保険それ自体が制度として難しくなると、ですから私は大いに市町村の担当者はもちろんですが、首長が全国首長会議、その他で国に対する公助の部分の引き上げ、対策の強化を大いに声を大にして求めるという姿勢が必要だと思っております。

この介護保険にしても、国民健康保険にしても、後期高齢者医療にしても、年金暮らしの人が大多数です。一番収入も所得も少ない高齢者への負担を求めざるを得ないという今の市町村団体における担当職員の皆さんの苦勞もわかりますが、ぜひ、今の自民党・公明党連立政権に対する公助における後退をさせない、そういう声を上げてほしいということをお願い申し、私の意見とさせていただきます。

それから、最後になりますが、土地造成特別会計予算ですが、一般会計に措置されている大願寺造成事業にかかわっての借金がまだまだ続きます。それで一般会計からも約2億円大願寺の借金に回す予算措置が出されております。この問題については、私は神尾市長の海面埋め立てに関する調査の段階から、豊田市長の大願寺の事業からずっと議論をしてきましたから、その過程における行政責任者の借金は残さないと、市民には迷惑はかけんのだというふうに約束されてきました。当時、その担当責任者として私と議論をしたお方も、今、議席に2名ほどおられますが、一貫して市民への負担をさせるということについては、そうならない努力をしておるということですが、そのお答えとは事実は違って今日に至っております。こうした行政からの市民に対する説明は、ただ単に私への議論の過程での約束だけではなくて、市民に対する約束でもあるということから見れば、この土地造成特別会計予算について、現状を容認するということには、私としてはできないということをお願い申し上げて、討論にかえさせていただきます。

以上、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、土地造成特別会計、各令和2年度当初予算案に対する反対の討論にさせていただきます。長時間ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

2番、藤川議員。

○2番（藤川和弘） 私は一般会計、特別会計について、賛成の立場で討論させていただきます。

過去最大の予算規模である令和2年度予算は、大規模工事などによるものであり、市債の起債なども、交付税措置のあるものに限るとい、将来の影響を最小限に抑えるという工夫や努力が見られ、各款の質疑でも日ごろからの課題を正確に捉え、我々の質問に回答していただきました。

特別会計なども同様の努力が見られ、広域化が進む事業など、基金を活用し、市民の生活に影響が最小限になるようにされており、今後の大竹市の発展に欠かせない事業ばかりだと思いますので、賛成いたします。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

11番、網谷議員。

○11番（網谷芳孝） 私は、令和2年度当初予算の一般会計、特別会計、全ての会計予算において賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算規模ですが、過去最大のものとなりましたが、その要因としましては、本庁舎耐震改修事業、大竹会館改築等事業のこれまでの継続しています大型事業に対し、大竹駅周辺整備事業、市立保育所等整備事業などの大型事業の着工が重なり、令和2年度より本格的な建設事業が開始されるものではないかと思われま。

そうした中、この度の大型事業が令和2年度に重なることにより、大きな予算規模の数字となりましたが、この度の大型事業の推進が、将来の大竹市の発展の礎になることは間違いないと思いますので、事業は計画どおりに進みますよう、祈念いたします。

またそのほかの分野にわたり、新規事業としましては17件の事業が予算化されており、きめの細かい施策に十分な気の配りようであることが伺えます。

そうした既存事業のほうも多くの事業の拡充も見られ、全体的にもバランスのとれた予算編成になっていることが伺えます。

そういうことから、一般会計は賛成させていただきます。

次に国民健康保険特別会計の問題でございますが、法改正されたことによりこれまでは各市町でそれぞれが運営されていまして国民健康保険の運営主体が、平成30年4月1日から、都道府県に移管されました。そうした状況の中、6年間の激変緩和措置期間を経て、令和6年度より完全実施になる模様ですが、大竹市においては、若干の保険料の上昇が予想されますが、ただ今までの方式ですと、これからの少子高齢化の進展に伴い、厳しい財政運営が予想されることは明らかでありますことから、この度の国民健康保険制度の改正により、各市町を超えた、より公平な保険制度になるものと思われま。

また、次の特別会計でございます土地造成特別会計でございますが、旧小方小学校・旧小方中学校跡地の売却に関する不安定要素が若干ありますが、おおむね償還スキームに沿った返済方法の実行をされておりますことから、想定内の状況だと私は思っております。これからも償還スキームに沿った形で完結していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

そうしたことから、これからの社会情勢がどのような変化、誤差が生じるかわかりませ

んが、行政としましては、常に市民ファーストの立場に立って、まちづくりに努力していただければと思います。

以上で、令和2年度当初予算の一般会計と全ての特別会計の賛成討論とさせていただきます。終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

発言の通告を受けている議員さんがほかにおられますが、構いませんか。

では、先に、7番、賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 先ほど、山本議員の土地造成特別会計の反対討論の中で発言の訂正を求めたいと思います。

発言の訂正の動議をお願いします。

○議長（細川雅子） 賀屋議員、具体的にどの部分に当たるか。

賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 具体的には、土地造成特別会計の中で、大願寺の造成事業のスタートの時点から、この議席に2名いる議員もその当時、いわゆる加担をしていたと、そういう責任が我々2名の議員にもあるんだというような趣旨の内容でございましたので、そこについては削除していただきたいと考えてます。

○議長（細川雅子） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時32分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、賀屋議員から山本議員の土地造成特別会計での反対討論における発言の一部を訂正する動議があった件につきまして、休憩中に関係議員により協議を行いました。

その結果、賀屋議員から動議の取り下げの申し出を受け、許可しております。

また、本件につきまして、山本議員から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 先ほどの私の土地造成特別会計に関する反対討論の中で、あたかも当時その職務に当たっておられたお二方に責任があるという趣旨で私の発言があったということで訂正の求めがございましたが、私は決して責任云々を問うつもりでそういった発言をしたわけではありません。当時の事業の進捗状況について、詳しく経過を御存じだという方がおられるという意味で発言をいたしましたので、議場の皆さんにはそのように御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

9番、西村議員。

○9番（西村一啓） 私は、一般会計、及び各特別会計について賛成の立場で討論をさせていただきます。

過去最大の予算規模であるこの令和2年度の予算、前年までと比較しまして16%アップ、市民も驚いているような予算規模でございました。しかし、この予算規模は、大規模工事などが含まれております。大竹会館改築等事業、あるいは大竹駅周辺整備事業による大竹駅東西自由通路の設置、駅前広場の改造とか、そういうものに全部使われておりまして、非常に職員としても大変な問題によく取り組んでくれたと思っております。

また市債の起債なども、交付税措置のあるものに限り、将来への影響を最小限に抑えようとする努力が見られております。こうしたものに対して、各款の質疑も日ごろから各課題について正確に職員が捉え、我々委員の質問に回答いただきました。

特別会計なども同様の努力が見られ、今後は広域化が進む事業として基金を活用したり、市民生活への影響が最小限になるように努力されること、ましてや大竹市民の念願でありました大竹駅の改築、あるいは最近の災害等に対する東西の自由通路の設置、希望するものについて予算化がされ、もう既に一部では具体的に工事に入っております。非常にいいことをされたという意味で、全般的に私は、賛成として討論をさせていただきました。

また、この場をおかりしまして、先般の予算特別委員会におきまして、12月定例会での議事録の取り扱いについての質疑がされました。12月定例会において、事実誤認に基づく不穏当発言の訂正を求めた私も、当事者の一人でございます。事実誤認された内容の当事者として発言をさせていただきます。

私を含めて、指摘されている3人は、公式の記録も残っていない非公式の場での発言について、事実誤認によるいわれのない批判を受けております。恐らく、記憶違いとしているのであろうと、地域の方々を巻き込むのを嫌って、2月26日の谷和地区での地域の方々との意見交換の場でも、今回の予算特別委員会の場でも同じように黙っておりました。

しかし、委員会において反論をしないのは事実として認めたことだとおっしゃられたので、谷和地区の陳情について、この場をおかりして説明をさせていただきます。

この初めは、昨年9月6日金曜日の午前10時半ごろ、谷和地区自治会長さんが議会に陳情を出しに来られたことから始まります。当日は、9月定例会の休会中でしたが、議長は協議中だったため、事務局が対応したとお聞きしております。事務局は一旦陳情書を受け取ったものの、陳情の様式に不備があったことで受理することはできず、同日中に陳情者である自治会長に再提出されるのであれば直すべき部分を電話で伝えて、郵送して返送することの了解を得て、9日に自治会長に郵送をしたとお聞きしております。

陳情が返送されたことで、谷和地区の自治会長ほか3名の方々が議会を訪れたのが11日水曜日の午前9時過ぎでした。たまたまおられた議長がこのときに対応したとお聞きしております。この日は谷和地区の方々は陳情が受理できなかった理由を確認に来られたようです。このとき、議長をはじめ事務局から丁寧な陳情書への不備な点を説明され、その際に谷和地区の方からは、事務局の方で陳情書を直してくださいとの依頼もありましたが、職務上やってはならないことであることをお話をし、谷和地区の自治会の皆さんにも納得いただいたと認識しておりますとの思いを説明いたしました。

翌日、議長から、北地議員と私と一緒に谷和地区に行ってほしいとの依頼がございました。15日の夕方、3人で谷和地区に伺って、自治会長をはじめ谷和地区の方4人と話をし

ました。15日の話し合いは、最初に議長から、きょうは公務で来たのではない、それぞれ議員個人の立場でお話をする、と言われておりました。そして11日の説明の繰り返しにはなりますが、陳情が受理できなかった理由の説明を議長みずから丁寧に説明をし、丁寧に、受理できる形にして再度陳情を出していただきたいことをお話してまいりました。

9月定例会が始まって、今出されても会期内で実質審議は日程的に難しいこと、とはいえ17日までに提出されるならば、9月定例会に上程される。通常ならその後、総務文教委員会に付託され、継続審査になるなどの説明をいたしました。理解いただいたものと思っております。そのとき許認可権は県にあるが、谷和地区の皆さんの思いをしっかりと受けとめ、できれば市議会議員全員で賛同いただける陳情にしたいと、議員として、私たちは思いを伝えてまいりました。

9月17日、谷和地区から陳情書が出され、内容を確認し、要件を満たしているため18日付で受理し、その後については、経緯は皆様御承知のとおりでございます。

私ども議長を含め3人は、陳情の取り下げをお願いしたり、要望書に変えるように谷和地区の住民にお願いしたことは一切ございません。

これらが事実でございますが、公式の場での話し合いではなく、正式な記録もございませんので、お互いに言い間違い、聞き違い、思い違いがある可能性も否定はできません。公的な記録のないことを本会議場の場において持ち出すこと自体、議員としてあるべき姿とかけ離れているのではないのでしょうか。

事実と異なることを公的な記録として残すことは、私として、公人として、してはならないと考え、この場をおかりしまして、あえて当時の内容の説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 他に討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件のうち、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算、議案第2号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算、議案第6号令和2年度大竹市土地造成特別会計予算、議案第7号令和2年度大竹市介護保険特別会計予算、議案第8号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算を除きまして、6件を一括採決いたします。

本6件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本6件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号令和2年度大竹市土地造成特別会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号令和2年度大竹市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議員派遣について

○議長（細川雅子） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、配付いたしましたとおり、派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣については配付いたしましたとおり、派遣することに決しました。
この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました、議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任することに決しました。
お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。
以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに、大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

この度の定例会は、去る3月3日に開会され、本日までの間、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に、慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。令和2年度の当初予算をはじめ、いずれの案件につきましても議決、あるいは認定を賜りました。心より御礼を申し上げます。

なお、本会議並びに各委員会などにおきまして、皆様方からいただきました貴重な御意見や御要望につきましては、これを十分に検討させていただき、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

御承知のとおり、現在、新型コロナウイルスの猛威が拡大しております。オリンピック・パラリンピック競技大会の延期をはじめ、あらゆるイベントが自粛傾向にあり、さまざまな分野に影響が出ております。いまだ終息の気配はなく、地域経済に与える影響を大変危惧しているところでございます。過去に例のない大変な困難な状況でございますが、これまで人類は疫病との闘い、天然痘をはじめ勝利してまいりました。勝利を信じ、このようなきこそ議会と行政、そして市民の皆様方を結集し、心を一つにして立ち向かわなければならないと強く感じております。

どうか議員の皆様方におかれましては、引き続きましての御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(2. 3. 27)

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第1回大竹市議会定例会を閉会いたします。

13時17分 閉会

(2. 3. 27)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月27日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 西村 一啓

大竹市議会議員 和田 芳弘